

# 人口減少社会等における持続可能な公営企業制度のあり方に関する研究会

## (第4回) 概要

### 1 開催日時等

- 開催日時：令和元年10月8日（火）14:00～16:00
- 場 所：中央合同庁舎第2号館 11階会議室
- 出席者：鈴木座長、宇野委員、江夏委員、小西（砂）委員、小西（雄）委員、  
小林委員、小室委員、勢一委員、広瀬委員、吉岡委員  
沖部公営企業担当審議官、山越公営企業課長、乾公営企業経営室長、  
五月女課長補佐 ほか

### 2 議題

- (1) 公営企業の多様な経営形態に応じた制度のあり方
- (2) 都道府県による市町村の支援
- (3) 公営企業における経営規律の確立
- (4) 地方公営企業法を適用する範囲

### 3 配布資料

- (資料1) <論点⑤> 公営企業の多様な経営形態に応じた制度のあり方
- (資料2) <論点⑦> 都道府県による市町村の支援
- (資料3) <論点①> 公営企業における経営規律の確立  
－有識者等による経営のPDCAの実施等－
- (資料4) <論点④> 地方公営企業法を適用する範囲
- (資料5) 長野県企業局による市町村支援の取組み
- (資料6-1) 長野県公営企業経営審議会の概要
- (資料6-2) 神戸市上下水道審議会について
- (資料6-3) 釧路市上下水道事業審議会について

### 4 概要

- (1) 事務局より資料1～資料3について説明
- (2) 小林委員より資料5、6-1について説明
- (3) 広瀬委員より資料6-2について説明
- (4) 小西（雄）委員より資料6-3について説明
- (5) 事務局より資料4について説明
- (6) 出席者からの主な意見

<都道府県による市町村の支援について>

- 都道府県が専門人材を追加で採用することも考えられるが、その場合、採用した人材を雇用し続けなければならないこと等も含め、都道府県の役割を議論した方が良いのではないか。
- 専門人材の確保は、公営企業に限らず、行政全般として小規模自治体とどう向き合うかという問題であり、よく議論することが必要。
- 人材の共有化が大事なのではないか。また、OB 職員の積極的活用も検討すべき。
- 地域によって都道府県の立場が異なる。例えば、水道事業の場合や、末端給水まで実施している場合、用水供給のみ実施している場合、また全く実施していない場合では、都道府県に蓄積されるノウハウも全く異なる。市町村同士で水平的に支援し合う仕組みも必要と考える。
- 都道府県が市町村を支援する際の法的根拠の創設についても検討してはどうか。それにより財政措置も行いやすくなると考える。
- 小規模自治体同士で勉強会を開催し、3 条予算に関する勘定科目を統一している事例などもある。こうした点について、都道府県がリーダーシップをとることは、市町村に資するのではないか。

<多様な経営形態について>

- 中心市の首長が企業長を担うことで、各団体の考えを反映させやすいというメリットはあるが、経営まで担当するのは難しい。企業団の場合でも経営を担える専門的知見のある者を何らか位置づけることが必要。
- 規模の小さい企業団であれば、企業長が必ずしも専門的知識を有していないことも許容されると考える。
- 必ずしも経営的感覚を有する者が管理者に据えられているとは限らないが、こうした場合に、人材ネット制度を活用するということも考えられる。
- 広域連携に当たっては、各自治体の持つアセット情報等をデジタル化することが重要。
- 企業団制度のほか、事務委託や代替執行など、新しく組織を作らずに対応する手法もある。こうした手法を通じ、比較的大規模な自治体が近隣の自治体との関係を作っていくことが考えられる。

<公営企業法適用の範囲について（審議会及び会計適用について）>

- 各自治体には、まず議会があるため、経営状況をチェックし、PDCAを回す第三者機関として審議会を考えるのであれば、議会との関係をよく考えることが必要。公営企業はサービス提供者であるため、住民のニーズや意見をくみ取ることが重要。
- 審議会は、公営企業の取組や経営状況に関心を持ってもらう場という観点からスタートしていると考えている。議会や監査との関係性などについても、こうした観点から考えていけば良いのではないか。
- 審議会は、株主総会や評議会のような監査機関というより、参加者がともに検討を行う場であるべきではないか。その観点でいえば、関係する市町村の首長なども構成員として参加することが考えられる。
- 審議会を、住民が参加し、公営企業を所有しているという感覚を醸成する場とするのであれば、必ずしも専門家が参加する必要はない。他方、第三者機関性を重視するという考え方もある。審議会にどういった役割を持たせるかを議論すべきと考える。
- 団体によって、住民代表の声や専門家の意見など、審議会に求める知見は異なるため、何らか制度的に位置付けるのであれば、そのようなバリエーションを持って設けられるように示していくことが望ましい。ただし、各自治体への委ね方はよく検討が必要。
- 審議会について、団体によっては、最低限の情報のみを開示し、詳細は開示していないところもある。その場合、外部からは取組内容が分からないため、出来る限り開示すべきと考える。
- 公営企業会計の適用については、適用しただけで利益を生むようなものではなく、それを用いてどう経営を行っていくかが重要。
- 新たなロードマップに基づいて公営企業会計の適用を進める際の参考として、人口3万人以上の重点事業で、当初、会計適用に否定的だった団体がどう変わったのか、経営の意識が高まったのかといった点を把握してみることも考えられる。
- コーポレートガバナンスコードは上場会社を対象としたものであり、公営企業にそのまま当てはまるわけではないが、参考になりうる項目もあると考える。また、社外取締役のような民間の仕組みも参考になりうる。
- 組織の効率化のため上下水道を一つの部署としてきた自治体も多いが、公営企業法の適用に伴い、上水道と下水道を別部署として再度分割する必要があると聞いており、何らかの対策が必要。